

# 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,519,808</b>	<b>流動負債</b>	<b>233,161</b>
現金及び預金	3,457,720	未払費用	111,530
営業未収入金	31,560	未払法人税等	60,651
前払費用	8,528	未払消費税等	6,554
その他の流動資産	721	前受金	12,180
繰延税金資産	21,276	預り金	8,893
		賞与引当金	33,350
<b>固定資産</b>	<b>1,259,073</b>	<b>固定負債</b>	<b>632,617</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>72,690</b>	預り保証金	4,621
建物	58,840	預り信認金	182,397
備品	13,849	繰延税金負債	1,235
<b>無形固定資産</b>	<b>119,381</b>	退職給付引当金	400,512
電話加入権	1,746	役員退職慰労引当金	43,851
ソフトウェア	117,634		
		<b>負債合計</b>	<b>865,778</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,067,001</b>	<b>(資本の部)</b>	
投資有価証券	185,765	<b>資本金</b>	<b>1,000,000</b>
長期貸付金	23,998	<b>資本剰余金</b>	<b>450,000</b>
差入保証金	16,740	資本準備金	450,000
長期前払費用	12,521	<b>利益剰余金</b>	<b>2,461,293</b>
信認金特定資産	182,397	<b>任意積立金</b>	<b>2,230,915</b>
違約損失積立金特定預金	628,178	違約損失積立金	628,178
その他の投資その他の資産	50,800	建物・機械積立金	1,153,363
貸倒引当金	△ 33,399	別途積立金	449,373
		<b>当期未処分利益</b>	<b>230,378</b>
		<b>株式等評価差額金</b>	<b>1,809</b>
		<b>資本合計</b>	<b>3,913,103</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,778,882</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>4,778,882</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常 損益 の 部	<b>営業収益</b>		<b>1,307,899</b>
	取引参加者負担金	702,333	
	上場関係収入	471,677	
	情報関係収入	36,030	
	その他の営業収益	97,858	
	<b>営業費用</b>		<b>1,169,441</b>
	販売費及び一般管理費	1,169,441	
	<b>営業利益</b>		<b>138,458</b>
	<b>営業外収益</b>		<b>9,221</b>
	受取利息及び配当金	4,319	
その他の営業外収益	4,902		
<b>営業外費用</b>		<b>1</b>	
<b>経常利益</b>			<b>147,678</b>
特別 損益 の 部	<b>特別利益</b>		—
	<b>特別損失</b>		—
<b>税引前当期純利益</b>			<b>147,678</b>
法人税、住民税及び事業税			54,960
法人税等調整額			△ 21,276
<b>当期純利益</b>			<b>113,994</b>
前期繰越利益			116,383
<b>当期末処分利益</b>			<b>230,378</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 1.重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたしません。

### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## 2.会計方針の変更

従来より当取引所の貸借対照表に計上しておりました預託金代用有価証券(信託金)については、最近における預託金代用有価証券の処理に関する実務慣行を踏まえ、財務情報の比較可能性を一層高めるべく、当期より注記による方法に会計処理を変更いたしました。これに伴い、総資産及び総負債の額がそれぞれ 219,562 千円だけ

減少しております。

### 3.貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 117,742 千円
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システムおよび事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。
- (3) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他 7 社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成 14 年 9 月 30 日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は 303,178 千円であります。
- (4) 信認金特定資産  
当取引所は、証券取引法第 107 条の 4 の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。
- (5) 担保受入金融資産の時価評価額  
貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。  
信認金代用有価証券 315,764 千円  
上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。
- (6) 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する増加純資産額 1,809 千円

### 4.損益計算書に関する注記

- (1) 1 株当たり当期純利益 1,110 円 08 銭